

令和5年1月6日

協同組合広島県旅行業協会組合員 各位

協同組合広島県旅行業協会事務局

### 協会ホームページ組合員紹介ページの更新作業について(お願い)

新年のお慶びを申し上げます。令和5年におきましても組合諸事業にご参画くださいますようお願いいたします。

さて、株式会社全旅の全旅クーポンを決済手段として、大手旅行業者やホールセラーが企画実施する募集型企画旅行をはじめ各種旅行商品の販売・取扱いが拡充され、組合員各位が販売する旅行商品等の多様化と旅行事業収益の向上に活用されていると存じます。

そういった環境にある中、組合では協会ホームページの組合員紹介ページにおいて、組合員が取り扱う旅行業者(3.(1)~(5)の5社)を専用のアイコンで表示することにより、組合員の旅行商品等の販売増大の一助となるべく組合員紹介ページの更新作業に着手しております。

また、組合員の旅行事業について、旅行者や関係事業者にさらなる周知を深めるため、組合員紹介ページにあるそれぞれ組合員概要の表示の適正化を図ります。

つきましては、次により、「現に標識に表示してある取扱業務範囲並びに旅行業務取扱管理者の管理者種別と氏名」、「各旅行業者との取引状況」のご報告をお願いいたします。

併せて、組合員紹介ページの記載内容をご確認いただき、修正・追記等ございましたら、修正・追記する内容をメール等でお知らせくださいますようお願いいたします。

※各旅行業者の専用アイコンについては、株式会社全旅を通じてロゴマーク等の使用と提供願を出しており、使用許可があった旅行業者から順次表示をしております。

組合員名：  
\_\_\_\_\_

1. 取扱業務範囲について、該当する□にチェックをお願いいたします。

旅行業務を行う営業所が複数ある場合は、全ての営業所についてご報告ください。(該当する取扱業務範囲の下に営業所名をお書きください。)

海外旅行・国内旅行(青色の登録票)

国内旅行(白色の登録票)

2. 現に選任されている旅行業務取扱管理者氏名と管理者種別について

旅行業務を行う営業所が複数ある場合は、全ての営業所についてご報告ください。

※例 / ○△営業所 総合旅行業務取扱管理者 組合太郎

3. 次の旅行業者との取引状況について、該当する□にチェックをお願いいたします。

(1) 株式会社日本旅行

- 全旅クーポンを決済手段として取扱い済み、又は、取扱申請中
- 直接契約で取り扱っている
- 取り扱いはない

(2) 近畿日本ツーリスト株式会社

- 全旅クーポンを決済手段として取扱い済み、又は、取扱申請中
- 直接契約で取り扱っている
- 取り扱いはない

(3) 株式会社エイチ・アイ・エス

- 全旅クーポンを決済手段として取扱い済み、又は、取扱申請中
- 直接契約で取り扱っている
- 取り扱いはない

(4) 株式会社阪急交通社

- 全旅クーポンを決済手段として取扱い済み、又は、取扱申請中
- 直接契約で取り扱っている
- 取り扱いはない

(5) 株式会社 JTB

- 全旅クーポンを決済手段として取扱い済み、又は、取扱申請中
- 直接契約で取り扱っている
- 取り扱いはない

報告期限: 令和 5 年 1 月 20 日 (金)  
報告方法: 「本書のFAX返信」又は「報告項目を記載したメールで返信」